

# 第1回 北見市男女共同参画審議会会議録(要旨)

日時 平成21年12月1日(火)

会場 市役所分庁舎大通りビル5階

## ◎出席者

### ・委員

大岸委員、川村委員、清水委員、高橋委員、田中委員、松岡委員、吉谷委員  
(日隈委員、廣川委員、畠山委員、藤澤委員、松浦委員は欠席)

### ・事務局

尾関市民環境部長、小原市民環境部次長、佐野男女共同参画担当係長

## 1. 開会

次長により開会～欠席の委員・遅参の委員を報告

## 2. 委嘱状の交付

新たに委嘱する委員へ小谷市長より委嘱状を交付

## 3. 市長挨拶(要旨)

北見市男女共同参画審議会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。  
ただ今、男女共同参画審議会の委員として委嘱をさせていただきました皆様には、委員委嘱に際しましてご快諾をいただき、お礼を申し上げます。

さて、今年の2月になりますが、当審議会の皆様にご尽力を賜り、合併後の新市の男女共同参画を推進する基本計画として、「男女共同参画プランきたみ」を策定いたしました。

この新たなプランの策定にあたりまして、審議会委員の皆様には、計画の骨子となります「基本目標」、さらには、「基本目標」の向かうべき「基本的方向」をご提言いただき、また、「基本計画の素案」、「基本計画の案」と、それぞれ細部にわたりご審議をいただくなど、新たな「基本計画」の策定に多大なお力をいただいたところでございます。

この場を借りまして、「基本計画」策定の際のご尽力に対しまして、重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

この新たなプランは昨年度から実行の年となり、本年で実行の2年目を迎えます。市の各部署では、男女共同参画社会の実現に向け、プランに基づき各種事業を実行しており、本日は、事務局がこのプランの進捗状況の取りまとめをしました「推進事業実施状況調」や、プランの「重点項目」などにつきまして、ご報告・ご提案をいたしますので、委員の皆様には、男女が互いにその人権を尊重し、あらゆることに平等に参画するという大義に立ち、ご審議いただきますことをお願い申し上げ、挨拶とお礼に代えさせていただきます。

(挨拶後市長退席)

## 4. 委員及び事務局自己紹介

### 《次長》

本日は、新たな委員をお迎えし、本年度初めての審議会の開催となりますので、委員の皆様、及び事務局を含め、自己紹介をお願いしたいと存じます。

大岸委員から順次お願いいたします。

※委員及び事務局(職員)自己紹介

### 《次長》

それでは、これより先の議事進行は、北見市男女共同参画審議会規則により、松岡会長にお願いいたします。

## 5. 議事:副会長の選出

### 《会長》

会長の松岡でございます。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

私ごとで申しますと、平成 18 年に前職の大学の勤務を終え、故郷であります北見市に戻ってまいりましたところ、北見市が合併したばかりであり、新北見市の市民憲章を策定しなければならないということで、市民憲章の策定委員長に任命され、また、新北見市の男女共同参画基本計画の策定も、旧北見市から新市を見据え事務が進められており、この 2 つの審議会の委員長を勤めさせていただきました。また今は、北見市史編さん委員会の委員長を仰せつかりまして、3 つの分野で行政に参画させていただいております。

個々の会ですが、市民憲章につきましては、多くの皆様の協力のもと、平成 19 年 3 月に新北見市の市民憲章を策定することができまして、無事にその役割を終え、一安心したところです。

また、男女共同参画基本計画につきましても、平成 20 年の 2 月に、新市の新たな基本計画が策定されまして、こちらも大きな山場を越え、一区切りがついたところでございます。

市史編さんにつきましては、一筋縄ではいかない部分も多々ありますが、私を必要としていただいて、それに応じましたので、できる限りがんばろうと思っております。

また、私の男女共同参画審議会の委員任期は、来年の 12 月 15 日で、規則に定められております 3 期目を迎え終了となります。このため、今回を含めまして委員の皆様とは、あと数回の審議となりますが、最後まで精力的に進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それではレジメ 4 議事の(1)副会長の選出ですが、その選出方法などにつきまして事務局よりご説明願います。

### 《係長》

北見市男女共同参画審議会規則の第 2 条におきまして、「審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める」、と規定されております。以上でございます。

### 《会長》

ただ今、事務局より副会長選出が規定されております規則のご説明がございました。副会長の選出につきましては、「委員の互選となっている」とのご説明でしたが、どのように取り計らったらよろしいか、皆さんのご意見を頂戴したいと思います。

### 《H委員》

事務局で案がありましたら、事務局案を伺いたいと思います。

### 《会長》

ただ今、「事務局の方で案があれば示して欲しい」というご意見がございましたが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

### 《全委員》

了承の声

### 《会長》

それでは、事務局で案がありましたら発表願います。

### 《係長》

旧北見市の男女共同参画審議会から継続して新市の審議会にご参加いただき、新市の基本計画の策定にご尽力をいただき、また、改選前まで審議会の副会長でありました吉谷委員を副会長に、という案でございます。

## 《会長》

ただ今、事務局より吉谷委員を副会長に、という案が提示されました。お諮りさせていただきます。この事務局案の吉谷委員を副会長に選任してよろしいでしょうか。

## 《全委員》

異議なしの声＝全委員承認

## 《会長》

ありがとうございます。それでは吉谷委員を副会長と決定いたします。吉谷委員どうぞよろしくお願いいたします。副会長席へお移りください。

### ※吉谷委員・副会長席へ移動

## 《会長》

吉谷副会長、一言ご挨拶お願いいたします。

## 《副会長》

先ほどの自己紹介でお話させていただきましたが、旧北見市の審議会から参加しまして、新たな基本計画の策定に向けた市長への答申づくり、また、基本計画(素案)から(案)の審議など、基本計画が策定される前は、毎月のように審議会を開催し、北見市の男女共同参画事業をどのように進めるべきか議論してまいりました。

基本計画ができまして、審議会の主な役割は、計画の進捗状況の管理・検証となりましたが、この度、副会長に選出されましたので、過去の経過も踏まえ皆様と一緒に計画の履行を検証してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

## 《会長》

それでは、レジメに従い議事を進めてまいります。事務局よろしいですか。

## 《係長》

議事に入ります前に、お配りしています資料の確認をさせていただきます。

まず、事前に郵送させていただいた資料は、3点ございます。

1点目はA3版の横長39ページの男女共同参画プラン推進事業実施状況調。2点目はA4版の横長3ページの男女共同参画プラン重点項目。3点目はA4版の縦長8ページの広報物表現ガイドライン(案)、この3点が全委員にお送りしております資料です。

また、新たな委員の方には、基本計画書及び計画書のダイジェスト版をお送りさせていただきました。

次に、本日の配布資料でございますが、①「レジメ」、②「審議会などの女性の登用状況調査表」、③「委員皆様の意見を集約した意見書集約書」、④「審議会委員名簿」、⑤「北見市男女共同参画を推進するための条例の写し」、以上の5つでございます。

なお、資料ではありませんが新たな委員の方に、北見市男女共同参画審議会の委員報酬「口座振込依頼書」をお配りしております。こちらにつきましては、返信用封筒と併せてお配りしておりますので、お手数をお掛けいたしますが、今週末までに必要事項をご記入の上、返送をお願いいたします。

また、委員報酬及び交通費につきましては、市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に準じまして報酬3,200円、並びに交通費、この交通費は委員の皆様のご自宅から市役所までの距離数で算出させていただき、ご指定のありました口座に振り込ませていただきます。

また、報酬にかかる所得税の源泉徴収分として、1回の会議で、110円を引き去りさせていただきます。以上でございます。

## 《会長》

ただ今、事務局より資料などの確認がありましたが、皆様よろしいですか。

それでは議事(2)の北見市男女共同参画審議会の設置役割について、事務局よりご説明をお願いします。

#### 《部長》

本日の北見市男女共同参画審議会では、半数の方が改嘱されております。本審議会設置の趣旨やその役割などにつきまして、改めて説明をいたします。

審議会の設置の趣旨とその役割でございますが、資料としてお配りしております「北見市男女共同参画を推進するための条例」をご覧くださいと思います。

条例の4ページをお開きください。4ページ一番上段の第16条に「基本計画」という項目がございます。この第16条では、「市長に男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために、基本的な計画の策定」が義務づけられております。また、第16条の第3項には、「市長は基本計画を策定し、又は変更しようとする時はあらかじめ北見市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない」と、規定をされてございます。

また、右の5ページの第28条をご覧ください。この第28条には審議会の権限が規定されてございます。「審議会は、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関わる事項について、市長の諮問によりまたは必要に応じて調査・審議し、市長に意見を述べる事ができる」と、されております。

本日の審議会は、これらの規定に基づきまして、北見市の男女共同参画基本計画の進捗状況などを事務局が説明しますので、この進捗状況をご審議いただくこととなります。以上でございます。

#### 《会長》

ありがとうございました。

ただ今部長のご説明にありましたが、本審議会は基本計画の進捗状況などを審議することが目的となっております。委員の皆さんよろしいでしょうか。

それでは次に、議事(3)の北見市基本計画進捗状況について事務局より説明してください。

#### 《係長》

まず、昨年度、当審議会からいただきましたご意見に、具体的にどのように対応したのか、報告させていただきます。

昨年度、審議会からいただいたご意見ですが、9項目ほどございます。

1. 市が設置する審議会などの女性委員の登用について、より一層の努力を行うこと。
2. 妊娠・出産・子育て支援の各種事業は、女性の人権保護、また、社会進出をする上で非常に重要なため一層の充実を図ること。
3. 男女平等は法など制度上の整備はされているが、まだまだその内容を知らない事業主や労働者がいるため一層の啓発活動を行うこと。
4. 農村では近年女性の研修の場に、農政の内容や農業技術を学ぶ機会が増えている。これらを含め広報・啓発活動を行い、さらには、自治区間に格差が生じないように男女共同参画事業を進めること。
5. 地域社会活動での女性リーダー育成は、町内会活動などの自治会活動だと思われる。この効果的な取り組みとして、具体的な数値や働きかけを行い、方策を検討すること
6. 障がい者自立支援法により軽度の障がいを持つ多くの方が、今までの入所施設を出て自立しなければならない。このため、地域社会全体に一層ノーマライゼーションの意識を高めていくこと。

7. 「両親学級」、「栄養改善事業」、「母親学級」などの事業に、「母乳栄養」、「母乳育児」に関する項目を入れ、また、保育の事業項目に「冷凍母乳の管理を促進する」という文言を入れて、「冷凍母乳」の授乳体制を考えること。
8. DV被害者一時保護施設運営補助について、団体の運営が市民に透明に見えるよう指導し、ひいては補助団体に法人化を促すことなども考慮すること。
9. 重点項目の設定については、次年度以降の見直しを行う際、「妊娠・出産・子育て支援」などの事業も重点項目となるよう検討すること。

以上 9 項目にご意見をいただきました。これらのご意見につきましては、市長が本部長を務め、特別職・部長職などで構成いたします北見市男女共同参画推進本部会議に報告しまして、そこで協議し、また、それぞれの事業の実施課におきましては、このご意見を踏まえ平成 21 年度の事業を実施することが決定され、全庁に審議会からのご意見に沿った事業を行うよう通知がなされたところでございます。

この通達を受けまして、ご意見を本年度の事業の中に反映して行なわれ、本日の資料の「推進事業実施状況調」の中に、既に取り組みが記載されている事業、ご意見を直ちに反映できないものの、今後の課題として取り扱うこととなっている事業、さらには、具体的な記述がなくてもすでに着手し動き出している事業など、いただいたご意見を踏まえて、各種事業の展開がされていることをご報告いたします。

それでは、お手元に配布しております資料に基づき、プランに掲載の推進事業の平成 20 年度実績と平成 21 年度実施状況、並びに重点項目のご説明をいたします。

プランに掲載の全事業のご説明とは時間上なりませんので、重点項目となっております事業・並びに本年度重点事業とする事業などを中心に、ご説明させていただきます。

A3 版の推進事業実施状況調をご用意ください。こちらはプランに掲載されている全事業の平成 20 年度の事業実績と平成 21 年度の事業実施状況のとりまとめをしたものでございます。

まず、推進事業実施状況調の表紙を 1 枚おめくりください。表紙の裏面でございますが、はじめにといたしまして、この計画を実施している昨年度から本年度にかけての社会情勢・時代背景を記載しております。

次に、その右のページでございますが、基本計画の体系図を掲載しております。左側から、一番上段の基本目標 1「政策・方針決定の場における男女共同参画の拡大」から、下段の基本目標 5「男女平等を推進する教育・学習の充実と国際協調」まで、5 つの基本目標がございます。

次に右にまいりまして、基本目標をより具体化した基本的方向、さらに、右にまいりましてより一層具体化しました具体的施策、一番右で「」内の番号はプランに掲載の事業番号であり、次ページ以降は、事業番号順にプラン掲載の全事業の結果・取り組み状況を記載しております。

1 ページおめくりください。1 ページ目の事業番号 1 の事業名「市の審議会、附属機関などへの女性委員の登用促進」ですが、この事業は、市政における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を目的にし、具体的には市が設置する審議会などへの女性委員の登用率の最終目標を 40%に定め、取り組みを行っている事業でございます。

同じく、下段の事業番号 2「女性のいない審議会などの解消」、事業番号 3「審議会などへの女性登用に関する調査及び公表」、並びに事業番号 4 の「女性の人材発掘と人材データの収集整備」事業なども、市政における政策・方針決定過程への女性参画の拡大を目的にしている事業でございます。なお、この事業番号 1 及び 2 の事業は、昨年度、重点項目に指定された事業でございます。

恐れ入りますが、A4 版の「男女共同参画プラン きたみ」重点項目をお開きください。1 ペー

ジ上段の事業番号 1 の「市の審議会、附属機関などへの女性委員の登用促進」についてでございますが、資料の一番右欄の具体的取り組み内容に、平成 20 年度と 21 年度の実績値を入れておりますのでご覧ください。実績委員の登用数を読み上げます。平成 20 年度は、総委員数 1,672 人、その内女性委員数は 429 人で、女性委員の登用率は 25.8%でした。平成 21 年度は、総委員数 1,605 人、その内女性委員数は 420 人で、登用率は 26.2%です。女性委員の登用率は、本年度は、平成 20 年度に対し 0.4 ポイントと若干ですが伸びた状況でございます。

次に、下段の事業番号 2 の事業名「女性のいない審議会などの解消」ですが、こちら、一番右欄の具体的取り組み内容に、平成 20 年度と 21 年度の実績値を入れております。平成 20 年度は、総審議会などの数が 84 で、その内女性のいない審議会は 23 ございまして、比率で申しますと女性のいない審議会は、27.4%でした。それに対しまして、平成 21 年度は総審議会などの数が 82 で、内女性のいない審議会は 18 あり、比率で申しますと 22.0%となっております、本年度は、5.4 ポイントほど女性のいない審議会の比率が下がった状況でございます。

この 2 つの重点事業につきましては、少ないポイントではございますが、前年度より目標に前進したことが数値上で見えております。

しかしながら、これらの事業は、まだまだ計画の目標値には遠い数値でございますので、引き続き、この 2 つの事業を継続して重点項目・事業としてまいりたいと考えております。

これら審議会などの女性委員登用率の詳細につきましては、A4 版縦長の資料「北見市の各種審議会・委員会などの女性の登用状況調査表」を添付しておりますのでお開きいただきたいと思います。

こちらの調査基準日は、4 月 1 日現在に設置されている審議会などが対象となっており、当然ですが、毎年同じ日を調査基準日としています。

まず、1 ページの番号 1 から下段の番号 45 までは、地方自治法に基づき設置されている審議会などでございまして、各種法律や市の条例などの規定で定められているものでございます。

次に、2 ページ上段にございます規則などで設置する審議会でございますが、こちらは市の規則で設置している審議会などでございます。言わば市が独自に規則を制定し設置している審議会などでございます。

次に、2 ページの上段から下段まででございます市町村が委嘱する委員でございますが、こちらは、市の要綱・規約などで、市町村が委員を委嘱するものでございます。

次に 3 ページ目になりますが、上段の地方自治法(180 条の 5)に基づく委員会などとして、番号 1 の教育委員会から番号 6 の固定資産評価審査委員会まで掲載しております。こちらは執行機関として、法の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならないものであり、農業委員会など選挙を含むものもでございます。

最後になりますが、法律の規定により国の機関(大臣)が委嘱する委員として、民生委員、人権擁護委員、行政相談委員を記載してございます。こちらは国などが委嘱するものでございますが、委嘱にあたりましては、例で申しますと、民生委員は民生委員推薦会を市が設置しまして、国に推薦していることから、これらも含めました全てを対象といたしまして、審議会の女性委員の登用率を算出しております。

次に重点項目の 2 ページ目をお開きください。上段の基本目標Ⅱ家庭生活と学校・職場・地域活動の両立支援、基本的方向 1 男女が働くための労働環境整備、具体的施策(1)職場における男女共同参画の促進、事業番号 21 の「労働の場における男女の役割分担意識の是正」ですが、こちら昨年度の重点項目と指定した事業でございます。

また、上段の右に本事業の取り組みの実績を入れてございます。こちらの事業では、産業立

地労政課が行った労働状況の調査の取りまとめをしました「北見市労働状況調査報告書」を市内の事業所に送付する際、報告書の中に男女共同参画に関連する法令の紹介や、基本計画書のダイジェスト版や啓発チラシなどを送付し、男女共同参画の啓発を行ったところでございます。

しかしながら、男女共同参画への一層の啓発が必要であることから、こちらの事業も引き続き重点事業とし、「性別による固定的な役割分担意識の是正」など、さらなる啓発活動に取り組むこととしたところでございます。

次に、1つ事業をとばしまして、重点項目の3ページ目をお開きください。基本目標Ⅱ家庭生活と学校・職場・地域活動の両立支援、基本方向2男女の職業生活と家庭・地域生活及び学校の両立支援、具体的施策(1)社会的性差での固定的観念による社会制度や慣行の見直し、事業番号29の「家庭での男女の役割分担意識の是正への啓発」、並びにその下段の事業番号30「啓発活動」、この2つの事業につきましては、昨年度、審議会より一層の啓発の推進・工夫が必要と意見を付されておりましたので、この2つを新規の重点項目に設定し、「性別による固定的な役割分担意識の是正」や、「ワーク・ライフ・バランス」などの啓発に取り組むことといたします。

次に、恐れ入りますが重点項目の2ページにお戻り願います。こちらの下段、事業名で申しますと番号48の男女共同参画の視点に立った広報の推進でございますが、この事業につきましては、北見市広報物表現ガイドライン(案)を、本日審議会にご提案させていただき、了承されましたら、この後審議会のご意見と共に市長が本部長を務める本部会議で協議し、当市の広報物表現ガイドラインを決定していきたいと考えております。作業の進捗状況から、本年度中のガイドライン策定の目途が立ったことから、重点項目・事業から外したいと考えております。

この広報物表現ガイドラインの策定経過でございますが、庁内の課長職などからなる北見市男女共同参画推進連絡会議の下に、係長職からワーキンググループを本年3月に設置し、6月に第1回目の作業部会、7月に第2回目の作業部会、10月に第3回目の作業部会を開催し、事前に配布しました「男女共同参画を推進するための広報物表現ガイドライン：その表現、ちょっと考えてみませんか(案)」の策定が終わり、本日審議会にお諮りすることとなりました。

続きまして、広報物表現ガイドライン(案)について説明をさせていただきますので、資料をお開きください。この(案)は内閣府や北海道が策定しておりますガイドラインを参考にしながらも、当市独自のガイドラインを策定すべく、作業部会で検討してまいりました。

まず、表紙の裏のページでございますが、本書の目的を明確にし、次に目次を明示し、次の1ページ目には、ガイドラインの対象物を明記し、また「性別による固定概念を持った男女のイメージ」についての注意点を次に挙げております。

2ページ目では、「見直しましょう…言葉の表現」としまして、こちらも従来の性別による固定概念で使用されている注意すべき言葉の代表例を挙げております。

次に3ページから5ページにかけては、チラシ・ホームページやポスターに使われるイラストについて、男女が対等に描かれているか、また、アイキャッチャーとして女性を飾りもののように掲載していないか、男女共同参画の視点に立ったイラストとなっているか、などイラストの表現の注意事項を挙げております。

次に6ページ目は、なぜこんなことが必要かと、「Q&A」としましてよくある質問を掲載し、7ページには「表現判断の基準の目安と表現方法」、また、「最後のチェック」を掲載いたしました。

最後の8ページですが、「手引きの活用にあたって」と後書きをしまして、本書が単なる広報物表現のガイドラインだけではなく、本書自体が男女共同参画の広報資料となるよう書き添えをいたしました。

前段、当市独自のガイドラインとなるよう心がけたと申しましたが、作業部会では、本書が

男女共同参画の視点に立った広報物表現のガイドラインであることと、併せて市職員を含め、一般の事業所や一般市民に対しての男女共同参画の広報資料となるよう工夫したことが、北見市の独自性を持ったところと考えております。

なお、他の自治体では、このようなガイドラインを策定する場合は、イラストや印刷を外注し策定しております。しかし、当市の場合はお金がないということもありますが、イラストにつきましても、全て職員＝部会員の手づくりで行うことといたしました。

そのため、一部・イラストの画風が変わるところがございますが、お金を一切使っていない、印刷も庁内で行う、全て手づくりということで、その部分をご理解を賜りたいと存じます。

また、今回は軽印刷機での印刷ですが、今後の印刷につきましては、ガイドラインが決定しましたら庁内の印刷室で作業を行うため、現状よりはもう少し見やすいものとなる予定です。

以上、事務局からの説明と提案といたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### 《会長》

全ての資料について一括説明がありまして、資料を見つけるだけでも大変忙しかったと思います。ご提案されました広報物表現ガイドライン案は、イラストを含め最後に審議いたします。

まず、実施事業の中でどの項目に力を入れていくかということですが、何よりも1ページの事業番号1番、2番、さらに3番、4番の事業におきまして、女性が全ての審議会・委員会などで40%を進出・参画の目標にしながらも、現在はまだ20%代で留まっておりますので、引き続きこの部分に重点を置いていかなければならないのではないかとというのが、この重点課題の資料に関する一番大事な説明であったと思います。

続きまして、5ページの事業番号20番での就労の場における実態調査、そして3点目には、啓発活動が非常に大事ではないかということで、7ページの事業番号29番、30番における家庭での男女の役割分担意識の是正・啓発、この部分に今年度もまた重点事業として力を入れていきたい、また、それに関連して、広報物の表現基準を示したガイドラインを市が発行して、広報物表現の指針を定めるとともに、併せて、このガイドラインのパンフレットを啓発活動の資料として活用し、啓発活動を推進していきたいという提案と説明でした。

それでは、以上の説明に関しまして、感想並びにご質問・ご意見などがありましたら、また、さらに加えた方がよいのではないかとのご意見がありましたら、併せて承りたいと思います。

#### 《会長》

ご質問・ご意見などがないようですので、ただ今の事務局からの説明はよろしいでしょうか。それでは、本日配布されました資料の中で、委員の皆さんからのご意見を取りまとめました意見書集約書がございます。この意見書に基づき委員の皆さんからご発言をいただき、自分の意見ですので補足を伺いながら進めてまいりたいと思います。まず、事務局から意見書に関連して報告などがありましたらお願いいたします。

#### 《係長》

本来であれば、もう少し早くお配りすべきであったところ集約が遅れまして、本日の配付になってしまったことを最初にお詫び申し上げたいと思います。事務局からは特にはございませんが、K委員からのご意見のように、質問事項などに関しましては、その都度お答えしたいと考えております。

#### 《会長》

それでは、一般的なご質問はないようですので、この意見書集約書を基にしながら、それぞれの委員のご意見をお伺いしたいと思います。

意見書に記述されている順で発表願いたいと思います。誠に申し訳ないのですがL委員から



になります。意見書に沿ったご説明を兼ねてお願いいたします。

#### 《L委員》

先ほどの事務局の説明で、サラリーマンという言葉を使用しない方が良いとの内容がありました。

#### 《会長》

広報物表現ガイドラインの言葉の例題にありましたね。サラリーマンから会社員へ変更となっていました。

#### 《L委員》

私は意見書の中でサラリーマンという言葉を使っており、言葉の表現も非常に難しいですね。

#### 《委員一同》

うなづく・笑う

#### 《L委員》

私が意見書集約書に申し上げたことは、各審議会・委員会などに女性の参画が25%~26%前後と書かれており、これを40%に持っていきたいということにつきまして、この審議会では、女性に参画していただききたいということを全委員が思っておりますが、当の女性の方々が「積極的に本当は参加したいけど参加できない状態である」ということを私は直接聴いたことがないので、女性側はどのように思っているのか考えさせられるところがあります。

女性が参加したいと思う気持ちがあれば、今の社会では容易に参加できる状態だと思うのですが、なぜ女性委員の登用率が25%~26%前後なのでしょう。

本当に女性の方から積極的に参加したいという気持ちがあるのでしょうか、ということを知りたいと思ひまして意見書を提出させていただきました。

私は今62歳ですが、私の若い時代、例えば両親の間では、確かに男女の差はあったと思います。しかし、今の社会では、何らかの形で共働きが大半を占めており、そのような中では、昔と時代は変わってきているのではないかと思います。

私は娘が2人おりまして、審議会に来る前に娘に、お父さんこれから男女共同参画審議会に参加するのだけど、どう思うかというのを聴きました。

その内容ですが、例えば、息子さんが結婚したとします。その結婚生活の中で、息子さんが台所に立っているような場合、私自身は若い2人が話し合っていることなので良いと思いますし、娘らもそのように思っていました。しかし、一般的には「それは男のする仕事ではない」と思っている方がいらっしゃるのかどうか、間違いなく昔はそう思う人がいたと思います。

また、私自身も含め昔は、「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」という固定観念がありました。今は昔と比べこの固定観念があまりなくなったような気がしております。

ただ、やはり政治に関しても、女性の議員は大分多くなりましたがまだ少なく、身近なところでは、基本計画の目標に立てております協議会・委員会・審議会などの女性委員も25%と、まだまだ女性は少ない割合となっております。今、女性への門戸は開かれているのに、なぜ女性の参加が低いのか。女性自身が本当に参加したいという気持ちがあるのか。そこの部分を皆さんはどう思っているのか。私はその辺のことを知りたいと思ひ意見書を書かせて頂きました。

私は、商工会に勤めておりまして、経済や景気の動向を身近に感じており、景気の良い時は、男性はばりばり進み、逆に景気が悪くなると、男はへなへなとなる者が多いと思います。それは私自身がそうなのかもしれませんが、意外と男性は落ち込んでしまうのではないのでしょうか。

その点、女性は強いというふうには思っております。現在、国民金融公庫、名前が変わり国民政策金融公庫になっていますが、その制度の中でも、女性に起業する意欲があれば、女性

に貸付するという制度もありますので、このような時代だからこそ、私は女性が積極的に起業する、あるいは社会に参加していただくことで、不景気も少しは改善するのではないかと考えております。女性には、派手さはなくとも地道な粘り強さがあると思っておりますので、協会などはもちろんのこと、大いに社会に参加していただきたいと思っております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、私の疑問といたしまして、女性自身が本当に参画したい、そう思っているのかどうかを聴きたいと思い意見書を書きました。

### 《会長》

貴重なご意見です。

基本計画を策定する段階から、この女性の社会参画・審議会の登用などへは、かなり時間をかけて議論してきましたので、それに伴う様々な意見も出たところでしたが、おしなべて平均は述べられない問題でありまして、先ほど事務局から示されましたデータの中でも、農業委員会は女性委員が0人というのは目につきました。その地域における選挙によって農業委員が選ばれるというシステムであって、女性に参加の意思はあっても、その地域の集落あるいは農協などとの関係における過去からの目に見えない「縛り」が未だに存在し、その中に女性はまだ入っていけないという問題もあるのではないのでしょうか。

特に、農村あるいは漁村での農業者・漁業者なども含めて、いくら男女雇用機会均等法を主張し、また、男女共同参画を主張しても、やはり早朝3時から漁船に乗って海に出て漁をするのは男の仕事であって、何でもかんでも平等にしないとは言えないでしょう。男性・女性の特性を考慮した分野もあるのではないのでしょうか。

また正反対に、過去の委員の意見には、私の母を例に挙げるということで、その委員は小中学校の校長会代表の方で、母はお嫁さんになるのが夢で、主婦として生きることが楽しみでもあり夢であったというものもありました。

そのような人達に、無理矢理に後押しをしながら地域のリーダーにといいのもまたどうかと思うなど、色々なケースを議論してきました。これまでの議論の経過の中で、私が気付いたこととございますが、事務局として、各種調査の中でこの辺はいかがでしょうか。

### 《係長》

本日提案いたしました広報物表現ガイドライン(案)を策定する段階でも、それらの点が議論になっておりました。係長7名からなる作業部会の構成は、職員課係長、広報担当係長、福祉担当の係長、教育委員会の係長などの、広い分野から選ばせていただいた組織でございます。

その中で、従来から日本人の文化に根付いている男性像、女性像を完全に否定することはできないと考えながらも、その日本人の持つ男性像・女性像を考えていくような機会を作る必要はあるのではないかと、という意見に一致いたしました。

さらにガイドライン(案)表紙中央のイラストにつきまして、当初は、私を含めまして作業部会のイラストレーターは、「お母さんがお子さんを抱いている」というイメージでイラストを描いており、私自身もそのイラストが非常にほのぼのとして気に入っておりましたが、庁内の課長職の会議で意見が付され変更いたしました。

その意見は、「男女共同参画はまだ十分に進んでいるとは言えない状況であり、このガイドラインの内容からすると、母が子どもを抱くのではなく、男性も家事・育児に参加するイラストへの工夫を」とのことでした。

その意見を踏まえまして、課長職会議の議長・副議長、作業部会で検討し、「お母さんがお子さんを抱いている」という母性のイメージだけではなく、父・男性も育児に参加しているという「父性を表現した」ということで、当初の案から手直しを加えさせていただき、現行のイラスト

となりました経過を補足いたします。

次いで、ガイドライン(案)の3ページ目に、「育児・介護は女性の役割ですか、みんなで育児や介護をする様子を描きましょう」という記載がありますが、単に女性が育児・介護をしている姿から、男性・女性が共に育児・介護に参加している姿へと変更がありました。

当初の原案からは、ここのイラストや文言も変わっており、はじめは父と息子が碁・将棋を指し、祖母が裁縫、母がお茶を運ぶという、いわゆる昔ながらの伝統的な日本家庭の風景をイメージしておりましたが、そのイラストは家事は女性の役割であり、家庭内では男性が休んでいる・遊んでいて、女性だけが働いている・家事をしているというイメージが固定化されてしまうのではないかと、という意見もあり、このように変更してきたという経過もございます。

《L委員》

庁内の課長職・部長職などの連絡会議の中に、女性はいらっしゃいますか。

《係長》

課長職での会議に女性はおりますが、市長が本部長を務める部長職などの連絡会議に女性はいないというのが現状であります。

《L委員》

市の課長職の方は全庁で何名いて、そのうち女性は何名いらっしゃるのですか。

《係長》

お手元の資料：実施事業状況調べ2ページ目をご覧頂きたいのですが、全庁での管理職総数185人、うち女性の管理職(全て課長職)は6人で、3.2%の登用率となっております。

《会長》

それは平成20年度のデータでしょうか。

《係長》

20年度のデータでございます。しかし、21年度も管理職総数など若干の変動はありますが、大きく数値が変わることはないと考えられます。

《会長》

市役所を具体的な例としましたが、女性職員の中には、将来は課長職に就きたいという意思・意欲はあるのかどうかということも、L委員の質問の答えに繋がるのではないのでしょうか。

《L委員》

はい、女性自身の意思や意欲を認識把握し、それを理解することが必要です。

《会長》

事務局どうですか。

《係長》

このガイドライン案の作成時には、男性だけではなく、当然ながら女性の意識変化も十分に考慮しなければならないと考えました。

ただし、必ずしも女性が社会に出て仕事をしなければならないのではなく、当然ながら専業主婦を選ぶ道もあると思います。そのような中で、男女共同参画の視点から、それぞれの個性が、色々な道を選択できる可能性を示さなければならないのではないかと、という意見で一致いたしました。また、男女を問わず、個人が持つ様々な可能性を否定することがあってはならないと思います。

《H委員》

発言してよろしいでしょうか。

《会長》

関連するご意見でしたらお願いします。

#### 《H委員》

市の職員として女性の課長職への意識というのは女性のやる気があるのか、という女性自身の資質だけでないと思います。女性職員は男性と同じく仕事をしており、業務に携わる努力は十分していると思います。それに対して男性職員がサポートしながら女性を向上させるのか、ということも含めて考えなければならないのではないかと私は思います。

やはり現在の社会全体の仕組みを見た時、男女共同参画に対しては、男女がお互いに助け合うことが1番の柱であると思います。そこで、女性にやる気があるかどうかを調べるのではなく、女性にやる気は当然あると思っておりますので、それをいかに伸ばしてあげるかとか、いかに支えてあげるとかが、非常に重要な事ではないかと思えます。

さらに、ガイドラインで介護の話になりましたので、少し介護のことで意見を言いますと、最近が高齢世帯が当然のようにありますので、ご夫婦でいる場合、女性が男性を介護するだけでなく、最近女性が介護されることも当然であり、社会全体を見た時、あちらこちらからその姿が目にとまるようになってきています。そういうことから、あらゆる面で互いに理解しなければならない、男性の方々にも、女性が介護をするのも男性が介護をするのも当然というようにご理解いただきたいというのを強く感じましたが、いかがでしょうか。

#### 《L委員》

私は、男性は割と理解を持っているのではないかと感じております。先ほど、市の例で言いますと、課長職が100名以上いる中で、このようなサポートも含めてイラストを審議された際に、男性の委員が多い中で、このように工夫されているのは良いことと思えますし、私自身もこのガイドラインで言えば、女性が社会に参画する工夫・サポートされている女性像がイラストなどに表れていると感じます。

#### 《会長》

それでは、I委員にご意見をいただきたいと思えます。今、市役所を例にした管理職の登用状況を議論いたしました。学校教育の中で女性の教頭・校長試験に対する受験する意欲はいかがでしょうか、L委員の質問の答えにもなりますのでお願いします。

#### 《I委員》

本校の場合、小規模校なので一般職員は男性、女性1名ずつです。

なお、男性職員が育児休暇を取得した経験もありまして、家庭の中での男女共同参画を実践していると思われ、学校として女性に対して特別な意識を持っているということはありませんが、子どもがいる教員の場合は、概して育児の部分を女性の方に任せてしまう方が多いのではないかと感じます。そのようなことも含めまして、教頭などの管理職を受験するのは男性の方が多くなってしまっているのではないのでしょうか。

#### 《会長》

今年の実態はどうですか。

#### 《I委員》

今年の実態も、ほとんどが男性の受験者となっております。

#### 《会長》

女性の受験者数はどうですか。

#### 《I委員》

1人か2人であったと思います。

#### 《会長》

そのような実態であります、L委員質問などありませんか。

《L委員》

特にありません。

《会長》

それでは、一通り皆さんのご意見をお聴きしたいと思います。共通の意見がございましたら、ご意見を述べていただきたいと思います。

まず、K委員から意見書に基づきご説明をお願いいたします。

《K委員》

意見書の前に、少し事務局の説明に感想を述べたいのですが、よろしいでしょうか。

《会長》

お願いします。

《K委員》

重点項目の説明につきまして、事業番号1番、2番の部分で、先ほど議論になっておりました市の審議会などにおける女性委員の推移の部分において、20年度が25.8%、21年度が26.2%と微増ですが増加傾向にあるのではないのでしょうか。

また、女性のいない審議会の割合も減っており、少しずつ進んでいくことが大事でありますので、良い傾向であると思われました。

しかし、本日配布されました調査票の数字を見ますと、1番最後の民生委員の割合が非常に多く、この部分は昔から女性のなりやすい役職であると思えます。この民生委員総数300人のうち女性156人を差し引いて割合を出しますと、一気に20%ぐらいに落ち込んでしまいます。

私は審議会というのは、本会のような審議会をイメージしていたので、その中の4分の1でしたら多い方なのではないかと思っておりましたが、民生委員の部分の割合では、やはり5分の1で20%前後になってしまいます。そうすると、目標の40%には程遠いという感想を持ちましたが、それでも、少しずつ増えていることは、良いことであると思えます。

《会長》

少し中断させていただいて、事務局にお伺いいたしますが、民生委員の実態としては、過去もやはり女性の割合は多いのでしょうか。

《係長》

昨年の審議会では、委員の登用率算出の仕方について、選挙である農業委員や国の委嘱委員である民選委員を除外してはどうかとご提案させていただいたのですが、女性委員の算出方法は、今までの推移・データと同じもので比較すべきではないか、とのご意見もいただきましたので、同じ単位・データで算出しております。

そのため、今までの算出でも農業委員・民生委員ともに含まれておまして、今後も、変わることなく同様の単位・データで算出していきたいと考えております。また、女性の民生委員の数が多く、過去のデータからも事実でございます。

《K委員》

言い方に語弊があるかとは思いますが、ある程度ゲタを履かせたような数値にも見えてしまいました。

特に算出方法を変えた方が良いという提案ではないのですが、なかなか計画の目標値には遠いと改めて思いました。

《会長》

農業委員のように女性委員が0人となっているものもあれば、民生委員のように50%が女性

の組織もあります。このデータを見ると、どの分野で女性が強いかわかりますね。

#### 《係長》

先ほどの資料・このデータの資料を補足させていただきます。昨年の審議会で「女性委員の登用」について重点項目・事業へのご意見をいただきましたので、庁内の各課に女性委員の登用促進への通達をいたしました。

大きな部門別で女性委員の登用率を見ますと、社会教育の分野では女性委員の進出が非常に活発になっています。例を挙げますと、1 ページ目 11 番の公民館運営審議会では 20 名中女性が 8 名で登用率 40%、12 番の北見市社会教育委員の会議では 20 名中女性が 10 名で登用率 50%、13 番の図書館評議会では 10 名中女性が 5 名で登用率 50%、表の下に参りまして 25 番の児童館運営委員会では 20 名中女性が 8 名で登用率 40%となっており、社会教育の分野では非常に女性委員の参画が目立っております。

なお、私どもの市民環境部につきましても、7 番目の環境審議会では 16 名中女性が 5 名で登用率 31.25%、その下の廃棄物減量等推進協議会では 16 名中女性が 5 名で登用率 31.25%、さらに当審議会は 29 番目ですが、12 名中女性 7 名で登用率 58.33%と高い割合になっています。

また、委員の登用の際は、必ず当課の合議決済を受けることとし、その際には女性委員の登用に向け一層の努力を依頼しており、徐々にですが全庁の各課では、審議会などに女性委員を登用しようとする意識が高まっているという実態がございます。

#### 《会長》

数字だけを見れば一見前進しているように思われますが、よく見ると必ずしも嬉しい状況ではない部分も読み取ることができるという、K 委員のご意見でした。

それでは、事務局の補足説明などで K 委員の発言を中断させていただきましたが、引き続き K 委員お願いいたします。

#### 《K 委員》

少々、私の意見書が見つらいのですが、意見書に基づいてお話させていただきます。2 ページ目の事業番号 5 番「男性職員の育児休業取得」についてなのですが、先ほど、I 委員の方から、小・中学校では男性教員の育児休業取得の例があるというお話があり、また、実際に私の子どもが通っている学校でも、育児休暇を取得されている先生がいました。それに対し市の方は、男性職員の育児休暇の例がないということなので、そこは行政自身が率先して進めていただきたいと思いました。続けて、よろしいでしょうか。

#### 《会長》

はい、お願いします。

#### 《K 委員》

同じく 2 ページの 7 番の事業「広報公聴モニターへの女性登用」ということで、20 年度の実績が非常に高く女性の登用が 71%となっております。この 21 年度の事業計画は「審議会等への女性の比率目標を 40%とする」とあり、私の読み方が悪いのかもしれませんが、せっかく 70%に達しているのですから、なにも 40%にこだわらず高いパーセンテージを維持し続けても良いのではないかと思います。

#### 《会長》

40%を目標とするとなれば、登用率を下げってしまうように見えますね。一旦中断して事業番号 7 番の説明を事務局からお願いします。

#### 《係長》

はい、こちらは文言・文章の整理をしたいと思っております。ここで決して 40%に下げると

いう意図はなく、例えば「目標の女性委員の比率 40%を切らずに今後も高い比率を維持していく」などの表現に変えさせていただきたいと思います。

《会長》

そのような表現なら納得できます。K委員続けてください。

《K委員》

続きまして、3 ページ目の事業番号 11 番の「民間企業における女性参画状況調査」についてですが、20 年度の事業実績の部分で女性の役職者、係長相当職が 32%、課長相当職が 23.7%ということで、先ほどお話にありましたように、市役所の中の課長相当職 3%前後に比べると、非常に高い数値になっています。

私は、民間企業より市役所の方が高いパーセンテージだという印象を持っていましたので、私の予想とは異なり良い意味で驚いています。

この民間での女性登用の高い数値にどのような理由があるのか。例えば、北見市において女性の起業家が増えてきているのか。ただ単純に民間企業での女性登用の動きが進んでいるのか。その辺が分かれば教えていただきたいと思います。

また、実際に民間企業の方が女性委員の登用がより進んでいるのであれば、本来、この女性登用を働きかける立場である行政の比率が低いので、この部分は底上げをしていかなければならないのではないかと思います。

《会長》

ここも一旦中断します。民間企業の管理職の場合、管理職手当を受けているかどうか、また、社会的話題にもなりました「名ばかり管理職・店長」ということもありましたので、その辺の事情が分かれば事務局から説明をお願いします。

《係長》

調査いたしました産業立地労政課に確認したところ、あくまでも回答の数値集計であるということで、例えば、先ほどの例で出ました「名ばかり管理職・店長」も含まれている可能性は、全くの否定をできないとのことでありました。しかし、それらを疑うというか、その実態を含めさらに細かく踏み込んだ調査は、現状では困難であるとの回答を得ております。

この調査の中でも保険・金融業などの分野では、女性の参画・課長職相当職の登用率が高い数値であると聞いております。

《会長》

それでは、K委員続けてください。

《K委員》

10 ページ目の事業番号 41 番につきまして、同ページの 38 番、39 番の事業と、またその他にも何点かございましたが、事業項目として、何箇所か重複が見られるのではないかと思います。

《会長》

38 番、39 番と 41 番が重複しているのではないかとということですね。

《K委員》

これは 38 番、39 番の事業計画・事業実績中に、41 番の事業も含まれているのではないかとことです。

《会長》

それでは、事務局の方から回答をお願いします。

《係長》

K委員からの意見書のご指摘は、重複があるので統合しても良いのではないかとということで

したので、事業担当課と協議しましたところ、当初はそれぞれ異なる事業として記載しておりましたが、今現在の実施実態では、41 番の事業はご指摘のとおり 38 番・39 番に含まれますので、今後、事業の統合に向けて整理できるものは、整理を行っていくという方向で進めてまいりたいと考えます。

《K委員》

今後、事業名も含めて、統合できるものはしていくという方向なのでしょうか。

《係長》

基本計画の中でも、事業の見直しは適宜行うこととなっていますので、事業の統廃合を含め改善していきたいと考えます。

《会長》

非常に貴重なご意見でした。本審議会の答申していくべき内容の 1 つになるかと思えます。それでは、K委員引き続きお願いいたします。

《K委員》

最後に、16 ページの事業番号 63 番につきまして、労働相談窓口の充実(女性相談員)となっておりますが、例えば、上の事業番号 62 番のように、相談員の数や相談件数などを記載するなど、20 年度の実績として具体的な数値の記載があった方が良いのではないかと思います。

《会長》

事務局どのように対応しますか。

《係長》

ご指摘いただいたとおり、今後、実績の欄に実績値を記載していきたいと思えます。実績の数値を報告しますと、一般相談件数は、20 年度は 157 件、専門相談・年間 5 回開催しております弁護士による相談ですが 40 件受けております。

《K委員》

弁護士以外の一般の相談員は、何名ぐらいいらっしゃるのですか。

《係長》

2 名の相談員がおります。常時交代で 1 名が婦人センターに配置されています。

《会長》

それでは、K委員のご意見は以上でよろしいですか。K委員から 5 点にわたり意見がありましたが、皆さんから関連して何かございますか。事務局の即答で解決のものもありましたが、今後につながるような部分で何かありませんか。

《副会長》

質問ではないのですが、よろしいですか。

《会長》

はい、ご意見でも結構ですのでお願いします。

《副会長》

事業番号 7 番について、モニターの女性割合が 40%を切らないようにということでしたが、これは大きくいえば、まちづくりに関するモニターということでしょうか。

《会長》

事務局どうですか。

《係長》

広報広聴モニターですが、市の広報紙や広聴方法を含めまして、市政全般に関するご意見をいただいております。



## 《副会長》

そうしますと、あまり男性の登用が少ないというのも問題があるのではないかと思います、だからと言って40%で抑えるという意見ではありません。

市民の男女数は概ね半々です。男性は会社に出社し終業したら家に帰り、ただ街を通過するだけで、まちのあり方・市政に関心を持たない状況の中で、女性委員の登用率が高いということであれば、本末転倒であると思います。

その目標値や文言の表現ですが、女性が少なくても、また、男性が少なくても困りますし、市民は男女が概ね半々ですから、その辺が反映された表現、ただ単に比率の問題だけではなく、実情を反映した表現や目標の設定を検討していただければ良いのではないのでしょうか。

## 《会長》

公募委員が男性1名です。このような状況の中で女性が71%では、男性に対しても意識の啓蒙をしなければならないのではないのでしょうか。なかなか文章表現の難しいところです。

## 《K委員》

私も最初は同じような意見を持ちました。しかし、この広報広聴モニターだけを見ますと、本当に女性の比率は7割と極端に高くなっています。審議会等の委員の男女比は1対1が理想だと思いますが、市役所全体では女性委員比率は極端に低い状況ですから、他の部分で十分に男性のまちづくりに関する意見を反映していると思いました。そのため、このように部分的に女性が超過しているようなことがあっても、今の段階では特に問題はないと思ひまして、高い数値を維持していくのが望ましいと考えました。

## 《会長》

K委員のご意見の意図は、十分に理解しました。各委員の皆さんもよろしいですか。

それでは、H委員からご意見をお願いいたします。

## 《H委員》

DV関係で意見を述べさせていただきましたが、母子家庭では様々な支援がある一方で、DV被害者の生活保護支援については、DV被害者は配偶者がいるためひとり親家庭などの資金貸付制度などを受けられないケースが多々あります。当然配偶者がいるからこのようなDV問題になるのですが、しかしながら、DV被害者への生活保護支援・生活資金貸付制度などの充実が必要と感じております。私は調停員や保護司をしており、その中で実際にそのような問題も出てきておりますので、今回提案させていただきました。

## 《会長》

それでは、事務局の見解を伺いたいと思います。

## 《係長》

ただいまH委員からお話がありました母子家庭・ひとり親家庭に対する各種の支援事業は、北海道の事業・制度でございます。極論からすれば配偶者がいらっしゃる方は、離婚していただかないと支援されないというのが実態でございます。

このような中、市が取り組んでおります事業の1つといたしまして、私どもの課も委員として参加しており、子ども支援課が主管する「北見市DV防止活動支援連絡会議」で、「北見市配偶者暴力相談支援対応の手引き」を作成中でございます。その中の1つの事業で、DV被害者で配偶者がいる方でも、当座の一時的なお金が必要な場合の貸付制度などを紹介するといった項目もございます。

また、DV被害者の方が現行のひとり親家庭で受けることができる入学資金貸付制度などを利用しようとする場合、当然ながらひとり親家庭でなければその制度を利用できないのが現状

です。このため、まずDV問題をきちんと整理していく道筋を示す手引きを策定し、DV問題をきちんと解決し、被害者の方の支援を充実させたいと考えています。

#### 《H委員》

分かりました。今後も被害者の方のより良き支援に努めてください。

#### 《会長》

貴重なご意見ですので、今後の課題・審議会の意見としたいと思います。

それでは、本日、C委員は欠席しておりますので、私が意見を読み上げます。

「審議会の女性の参画を拡大するためには、女性自身の積極的な参画への姿勢が求められます。日頃から審議会の検討内容や実施過程を分かりやすく知らせる機会が多くあると良いと思います。また、女性の社会参画には女性の意識改革とともに、家族の理解、地域の理解が必要です。女性ならではの意見や考え方を取り入れるためにも、審議会などに女性の枠をもうけるなど、女性が参画しやすい環境が望まれます。」ということで、各種審議会などへの女性登用の重要な意見となると思いますので、事務局はC委員の意見に対する配慮をお願いします。

それでは、意見書紙面の最後になります吉谷副会長に、ご意見並びにご説明をお願いします。また、意見書を出されない方にも個人的にご意見などを、後ほどお伺いいたします。

#### 《副会長》

女性委員の登用率・女性のいない委員会などの解消については、微増ですが一応比率が上昇傾向にありますので、その要因などの把握に努めることが大事ではないかと思いました。合併した後の新市からの分析を行い、統一した基準・考え方をとるべきかと思います。先ほど議論になりました民生委員は、相変わらず女性が多いということもありますので、今年上昇した要因は、どの部分が、あるいはなぜ上昇したのか、この要因をしっかりと把握することが重要です。

また、広告物ガイドラインにつきましては、後書きの方に、「関係機関・関係団体など民間団体でも参考にされたい」とあります。私もそのような提案・情報としての提供が必要になってくるのではないかと思います。

その際、市以外の民間の団体などで、男女共同参画への「良い取り組み」「配慮された取り組み」また、「改善した取り組み」をしているなど、それが男女共同参画社会の実現へ向け、「良い取り組み」が行われたことが、多くの人に伝わるような情報の発信が必要と思います。

広報物表現ガイドライン案ですが、法律上で呼称が変わった例題があります。男女の役割を強調している場合もあるのではないかとということで、例えば「看護婦」から「看護師」へと変えられた例があります。特に伝統的に女性の多かった職業である「看護婦」に、男性の進出が多くなったから「看護師」に変える。伝統的な「看護婦」という表現・職業名を法的に変えていますが、しかし、男性が多かった仕事・職業名、例えば、「弁護士」は、「侍」をイメージする「士」が使われており、女性が進出しても職業名・法の改正はなされておられません。法での呼称名改正は、女性が多くを占めていた職業へ、男性が進出したら改正されるという傾向があるのではないかと思います。

#### 《会長》

なるほど。「保母」が「保育士」になるのは分かりますが、どうして「士＝さむらい」なのか。「師」ではないのかという疑問が残りますね。

#### 《副会長》

そうです。伝統的に女性が多かった職業の名称を変える場合のみ名称変更が行われ、非常に偏りを感じてしまいます。しかし、これは国が法律で変えた呼称ですので、ここで議論する余地はないと思います。ここでは、それ以外のところの適切な「呼称・表現」などを考え、適切な情報を発信していくことが必要なのではないかと思います。

また、伝統的なジェンダー観に基づいて生活している方が、例えば、日常会話の中で「うちの嫁が」と言うように、必ずしも性差別に基づいて他人の権利を侵害している訳ではないような方々に対して、強い不利益を覚えないような表現などが必要なのではないかと思います。

このガイドライン案については、その点では良く配慮されていると思います。

話は変わり時事問題に関連して、今年は例年より早く新型も含めインフルエンザの流行が始まりましたが、例えば両親が共働きのような場合に、子どもの流行病があれば家庭の中で、大変なのは父親より母親の方であるというようなことが、顕在化した職場・職業や生活場面が多いのではないかと思います。毎年、このようなインフルエンザの流行があるとは限りませんので、このような経験の中から、今後、両親に対する負担の配慮・対策などを考えるきっかけになれば良いのではないかと思います。

話がL委員のご意見に戻りますが、私自身、本日のような審議会に平日の夜参加するとなれば、子どもと夫での留守番ができること、また、その理解が得られないと難しいと思います。実際に、夫が理解し子どもの面倒を見ながら留守番しようと思っても、普段からそのようなことをしていないと、いざという時にできないことがあるのではないのでしょうか。

私がこのような活動をしている中で、知人・友人などからそれぞれの事情を聴くことがあり、私が聴く年代などは偏っているかもしれないのですが、夫に頼みづらいというような家庭もあるようです。女性が様々な活動に参加しようと意欲はあるけど、参加できない環境にいる女性も実際はいると思われまます。

また、何年か前のこの審議会において、当時委員であった方に、「私があなたぐらいの年代の頃に、このような審議会には参加したくてもできなかった」というお話もお伺いしましたので、やはり意欲はあっても参加できない状況の方もいらっしゃるのではないかと思います。

#### 《会長》

確かに、本日C委員が参加できなかったのは、酪農家で今の時間は搾乳の時間であり、以前は年間何回も審議会を開催していましたので、その内何度かに1回は、日中行っていただきたいという意見もありました。酪農家の女性・主婦は、仕事の重要な担い手でもあり、同時に家事もこなさなければなりません。単に搾乳のヘルパーだけでは審議会に参加できないとのことでした。

今現在、本審議会は年に何度も行っていないですが、副会長のご意見も含めまして、やはり意欲・意識は高くとも、実際には参加できないという問題があるのではないかと思います。

#### 《副会長》

先ほどのH委員のお話にもありましたDVの件につきまして、去年は、市の支援している民間のDV被害者支援団体において、雇用保険の受給に関しての不備があり、道の補助金を一部間違いで返還したことがあり、その団体への市補助金や会の運営について、今後の指導・支援のあり方が状況調べの中に記述されており整理されたかと思えます。

さらに事務局の説明で、DV被害者への当座のお金の貸付はするが、その後の貸付などについては、きちんとDVの問題などを解決し、そうしてから資金援助などを行うとのことでした。貸し付けるということは、お金を返済することが前提ですので、そのお金を返済していくには、その時だけの生活ではなく、その後の自立した生活を送ることが必要です。

被害者に緊急を要する当座のお金の貸付は当然ですが、その後の被害者が自立する支援は、その場しのぎの援助だけではなく、被害者本人や子どもも含め、本当にその後の自立に結びつくような援助が必要であり、検討していかなければならないのではないかと思いますし、資料の実施状況調の中でも、具体的な支援策が記述されており良いことと思えます。

#### 《会長》

事務局は、H委員のご意見に対する補足として踏まえていただきたいと思います。

《副会長》

さらによろしいでしょうか。DV問題につきましても、DV被害者の支援はある程度検討され、その支援施策もございます。しかし、DVで追い詰められた女性や、また、女性に対し建設的でないと言いましょうか、不適切・不合理な対応をする男性などとの関係・影響を受けたりした女性が犯罪に至り、その罪からの賠償金問題や社会復帰の支援に関して、DV問題と密接に絡むような例もあると思います。そのような際には国が設定している援助も使いながら、女性の自立を支援していくような環境整備を検討していかなければならないのではないのでしょうか。

《会長》

それは金銭的ではなく、身分上の問題ということですか。

《副会長》

一時的な支援を受けても、その後しっかりと自立の支援を受けることができ、そうしてきちんとした仕事に就くことができなければなりません。

《会長》

しっかりと保障された仕事と収入が必要ですね。

《副会長》

そうです。きちんと自立できなければ、昔の仲間や男のところに戻ってしまいます。

《会長》

不適切な職業や仲間のところに、追いやられたりするという意味でよろしいでしょうか。

《副会長》

はい、正しい社会復帰ができないような状態でしたら、そうなるのではないのでしょうか。

特に、一旦DV被害から解消され、せっかくDVの加害者から離れても、また同じ状態に戻るケースが見受けられました。

北見の町の規模や歴史、生活環境など様々なことが影響すると思いますが、再び薬物・売春などの犯罪に至るケースが多々あるのではないのでしょうか。そのようなことも含めまして、市として取り組んでいくことも今後の課題になると、H委員のDVのご意見を聴いて思いました。

《会長》

事務局の方から薬物・売春などの犯罪に関するデータはあるのでしょうか。

《係長》

いえ、ございません。

《副会長》

昔、北見市だけではないかもしれませんが、人工中絶に関するデータはあり、そのデータで議論をしたと思いますが、どうでしょうか。

《係長》

北海道全体のデータでした。北海道は人工中絶の比率が高かったと記憶しています。

《会長》

もし、今後調べられるようでしたら各関係機関と連携をとりながら、女性の権利に関わることですので、そうした実態調査をお願いしたいと思います。

それでは、I委員からご意見を申し上げます。

《I委員》

2点程よろしいでしょうか。

1点目に、教育関係で36ページの事業番号126番の「男女平等観に立った学校教育の推進」に

つきまして、非常に良い内容だと思いますので、これらを推し進める上で、パンフレットなどを各学級に1冊ずつ配布して、学級指導や一般職員のキャリア教育などに活かすことができれば良いかと思われました。予算額が0とはなっておりますが、本日の資料の広報物表現ガイドラインを配布することにより、男女共同参画の情報を発信していけば良いのではないのでしょうか。

2点目ですが、14ページ事業番号58番の「女性の働きやすい就業条件・職場環境の整備」につきまして、事業計画の中にトイレの項目しかないことに違和感を覚えます。

この内容からいきますと、先ほども出ました事業番号37番の「児童館・フレンドセンター」、38番の「若い父母の交友の場」、39番の「多様化する働く形態に沿った教育環境の充実」、41番の「就業形態のニーズに沿った育児環境の充実」、というような「男女が共に働きやすい生活環境の整備」の項目に合致すると思われました。

また、農村部においては、37番から41番までの事業が、実はほとんど準備されていないのではないかと、本校の保護者の方々のご意見から考えられます。子ども達が下校して家に帰っても、実は家には誰もいなく、そのため保護者・母親が早めに仕事を切り上げて帰っても、夕方5時以降になってしまうのが現状です。学校の下校時間は3時半頃ですから、その間子ども達だけの環境では不安ですから、どうにか放課後児童センター・児童クラブなどを作れないか、という要望が保護者から挙がりました。

このようなことから、上仁頃小学校では5月から10月までの季節限定の児童センターを設置することになりました。それは地域からの助成があって、NPOの協力を得てできたものですが、このような取り組みが、今後各農村部にも必要となってくるのではないのでしょうか。

話は戻りますが、事業番号58番の事業項目のあり方・事業名などの変更も含めて、ご検討いただければと思われました。

#### 《会長》

北見市内においては、児童館をはじめ子育て支援などのシステムや施設は充実してきておりますが、例えば仁頃地区のような農村部においては、まだ完全に市内のような保障がされていないという実態なのでしょう。

#### 《副会長》

今の季節児童館をされている団体はNPOということでしたが、NPOの法人格があるということですか。

#### 《I委員》

実際にどのような団体が運営するかというと、PTAを含めて事業実施主体となっています。この事業は子どもの面倒を見なければなりません。子どもの活動の支援員ということでNPO団体に、支援員の派遣を依頼しております。

#### 《会長》

単なる預かりではないのですね。

#### 《副会長》

保育ということですか。

#### 《I委員》

保育に近いのですが、厳密には子どもの面倒を見るだけです。できたら子どもの指導をして欲しいのです。指導する人の賃金保証などに関しまして、今北海道から助成金を受けまして、冬休みに取り組んでいきたいと思っております。

#### 《副会長》

以前議論しましたが、学童保育において北見市から補助があったのではないかと思います。

## 《会長》

民間の保育所ですか。確か補助に関しては要件がありましたね。

## 《副会長》

法人格のある社会福祉法人などの学童保育所には補助があるのではないのでしょうか。以前、任意団体には補助することができないが、法人格のある団体には補助されているというお話があったと思うのですが。

## 《I 委員》

ある程度人数の多いところは問題ないのですが、北海道の補助内容の場合は、1年から3年生の低学年で10名以上の児童がいなければならないとなっております。

## 《副会長》

それは北海道のことですか。

## 《I 委員》

そうです。北海道の補助内容・補助要件です。

## 《会長》

補助金を受けるには、様々な基準・要件を充たさなければなりません。

また、I 委員からご指摘がありましたように「女性の働きやすい就業条件」の項目に事業番号58番のトイレの水洗化しかないということは少し貧困ですね。この事業は、もう1度精査しなければならない問題と思います。先ほどの「子育て・育み」などの事業番号33番との関連において、担当は環境課と生涯学習課にわたっていますので両課と調整し、I 委員の意見を参考にしながら、事業の項目整理や事業名変更などをしなければならない課題と思われると思います。よろしいでしょうか。

つづきましてJ 委員、ご意見・ご感想も含めお願いします。

## 《J 委員》

感想程度で述べさせていただきますが、ガイドラインのパンフレットを見まして、ジェンダーフリーの立場から、「女のくせに」、「男のくせに」という部分を取り上げ、また、「女性をアイキャッチャーにしていませんか」とのフレーズで、一般の方々にも、こういうことに気づいていただける機会ができ、非常に良いことと思えました。

また、障がい者の「がい」の字が「漢字」から「ひらがな」へということで、一般的にはまだ漢字で書かれる方が多いかと思えますので、今後ひらがなで書くようになると良いと感じました。

イラストで少し他に気になった点があります。ガイドライン 3 ページの「家庭での役割分担」のイラストにつきましては、「女性の社会進出」ということを強調してイラストを描かれたかと思いますが、ここのイラストは男女がまるで逆の立場になっており、男性が家事をし、女性が仕事をしています。他のイラストは男女とも同じ立場で描かれています。しかし、この部分だけは極端に男女を入れ替えたというような印象を受け、少々違和感を憶えました。以上です。

## 《会長》

時間の方も長時間にわたりましたが、今回はガイドラインの案も審議しなければなりません。今の意見をきっかけにしまして、このガイドラインについてもイラストも含めて、お気づきの点があればお伺いしたいと思います。

## 《副会長》

5 ページのイラストにあるようなタバコなどの絵は、海外においてもあまり広く配られるものには描かないという方向になってきているのではないですか。

## 《会長》

確かに、くわえタバコで運転しているイラストがあります。

《副会長》

改善前の表現であえてタバコもという捉え方をしても良いのかもしれないのですが。特に、男女の表現とは関係のない部分ですが、少々気になりました。

《会長》

そうですね。改善前イラストでは、男性ドライバーはタバコを吸っていますが、改善後のイラストでは、女性ドライバーはタバコを吸っていないですね。改善して良い方になっています。

その他に、ご意見のある方はいらっしゃいますか。また、変えたくても国や厚生労働省などの法や基準もありますので、一概に変えることはできない部分もあるかとは思いますが。

《副会長》

障がい者の「がい」の字を漢字にしている法律も、まだ残っているようですね。

《会長》

事務局どうですか。

《係長》

はい、法律上ではまだ残っている部分もありますので、やむを得ず使うことがございます。しかし、法に縛られない部分での一般的な表現は「ひらがな」の方向にあります。

《副会長》

そうですね。法との関連で例外もあるということです。

《会長》

このガイドラインは年度内に発行したいということでしょうか。

《係長》

はい、年度内に策定し広く周知したいと考えております。

《会長》

すでに2時間以上を経過しております。ご意見のある方はいらっしゃいますか。

《副会長》

ガイドライン表紙の肩車をしている人が父親とは気付きませんでした。お兄さんかと思いました。

《係長》

私が父親と説明しましたが、見る人により「お兄さん」、「父親」などどちらでも良いと思います。男性が子どもに関わっている姿を表現したかったのです。

《会長》

私もお兄さんに見えました。

《副会長》

表紙のイラストですが、高齢者や障がい者の挿入はどうでしょうか。イラストでの年代などの配慮と言いましょうか。中身の方では、非常に配慮されている印象を受けたのですが、表紙の方にも、障がい者・高齢者など幅広い層の方々が描かれていれば、もっと良かったのかなとも思いました。

《会長》

ガイドラインの中のイラストは非常に良く配慮されています。また、表紙にこれ以上書き込むと、あまりにも賑やかになりすぎる懸念もあります。

《係長》

2人のイラスト担当の職員の方には、本当に感謝しています。私を抜きました他の職員は、業

務以外の仕事です。特にイラスト担当者の方には、職務終了後など自分の時間を割いていただき、再三の手直しも含め、お願いしておりました。

#### 《会長》

留辺蘂自治区の職員の中に、これ程のイラストレーターがいることに驚きを感じております。イラストの表現力・技術力は、相当なものであると感じました。

それでは、ただ今ご意見があった点なども、事務局の方でぜひ検討していただくようお願いいたします。今後、ガイドラインについてご意見などがございましたら、事務局にファックス・電話などで連絡していただければと思います。

さて、本日は長時間にわたり貴重なご意見をいただきました。これらにつきましては、冒頭、部長からの挨拶・説明にもありましたように、当審議会は、条例の第28条において市長に意見を述べ、市長は審議会の意見を反映するという規約になっておりますので、本日の審議内容から意見をまとめ、その意見・答申を市の方に提出してまいります。その結果、北見市の男女共同参画が良い方向に向かうよう、市と共に当審議会もより一層の努力をしてまいりたいと思えます。議事に沿って進めましたが、その他について事務局から何かございますか。

#### 《係長》

今後の進め方、審議会の意見調整についてですが、本日いただきましたご意見を、会長・副会長並びに事務局にまとめをお願いさせていただき、その後、市長に提出したいと考えております。それとも最終意見調整のため、もう一度審議会を開催した方が良いでしょうか。

#### 《会長》

会長・副会長・事務局にまとめをお願いさせていただくということでもよろしいでしょうか。

#### 《全委員》

了承の声

#### 《係長》

それでは、会長・副会長と事務局で市長への意見をまとめていきます。

最後になりますが、本日の審議会の議事録につきましては、従前のようにホームページで公表させていただきたいと考えております。同様に、所属団体名と委員名を記載した委員名簿につきましても、ホームページに掲載させていただきますのでご了承ください。

#### 《会長》

皆様よろしいでしょうか。それでは以上で全ての議事の審議が終了しましたので、次長に進行をお返しいたします。

#### 《次長》

本日は、大変長時間にわたりご審議・ご議論いただき誠にありがとうございました。以上をもちまして、平成21年度北見市男女共同参画審議会を終了させていただきます。